

# 新城市自殺対策計画

いのち支えあう しんしろ

～誰も自殺に追い込まれることのない新城市を目指して～



しんしろ健康づくり21計画イメージキャラクター  
かぶちゃん

2019年3月



新城市

# 目次

## 第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の数値目標.....	3

## 第2章 新城市の自殺の状況

1 自殺者数の推移.....	4
2 男女・年齢別の状況.....	4
3 勤務・経営関連.....	5
4 高齢者関連.....	6
5 原因・動機別自殺者数.....	6
6 自殺未遂歴の状況.....	6

## 第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

1 5つの基本施策.....	7
(1)地域におけるネットワークの強化.....	7
(2)自殺対策を支える人材の育成.....	8
(3)住民への啓発と周知.....	9
(4)生きることの促進要因への支援.....	9
(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	11
2 4つの重点施策.....	12
(1)勤務・経営対策.....	12
(2)高齢者対策.....	13
(3)生活困窮者対策.....	14
(4)子ども・若者対策.....	14

## 第4章 計画の推進体制

1 推進体制.....	16
2 進行管理.....	16

## 第5章 資料

1 新城市自殺対策計画の策定経過.....	17
2 施策分野別事業計画一覧.....	18

# 第1章 計画の趣旨等

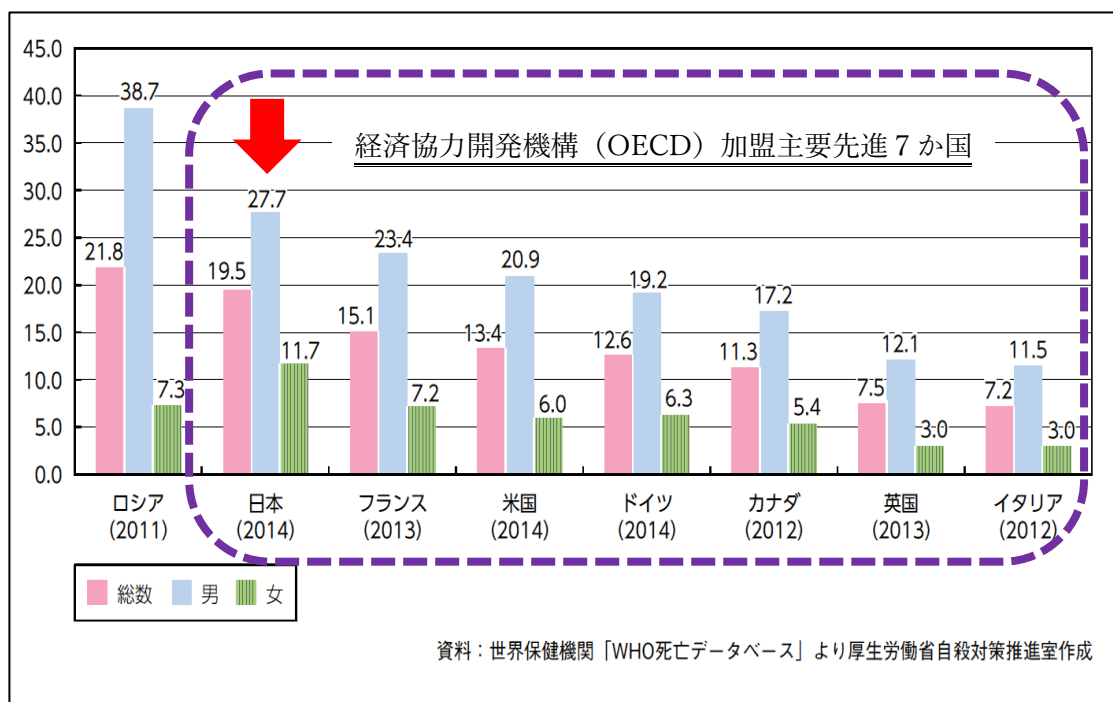
## 1 計画策定の趣旨

日本の自殺者数は1998年に急増し、毎年3万人前後の高水準で推移していました。2006年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されることになりました。その結果、自殺者数は年々減少傾向にあります。日本の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は、主要先進7か国の中で最も高く、依然として深刻な状況にあります。

こうした中、2016年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが基本理念に明記され、誰もが必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

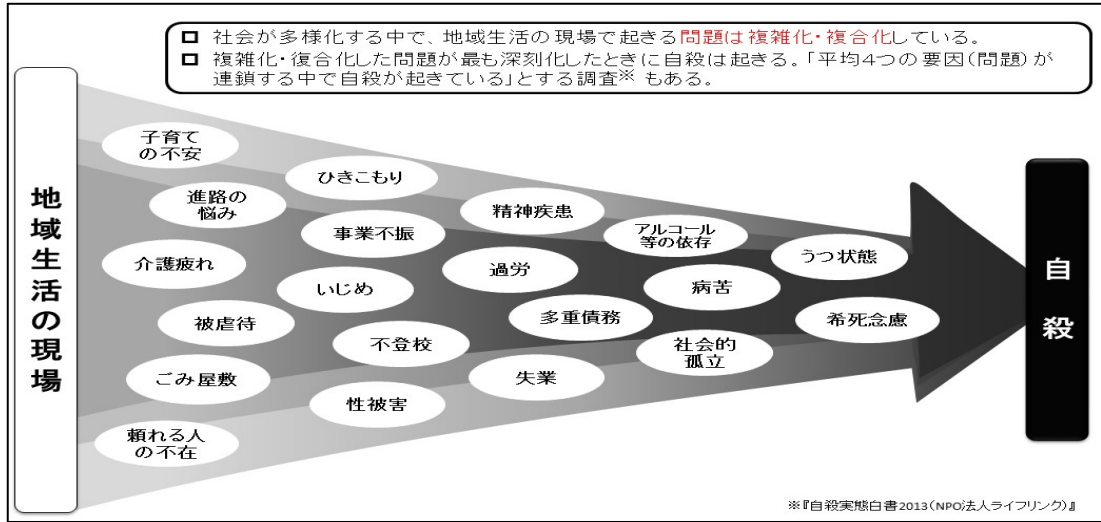
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に至る背景・原因は複雑、多様であり、精神保健上の問題だけでなく、社会的要因も大きく関わっています。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な分野の施策が有機的に連携して取り組む必要があります。本市においても、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために、「新城市自殺対策計画」を策定し、「全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会」、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、本市における今後の自殺対策の方向性を示します。

図1: 自殺死亡率の国際比較



出典：厚生労働省「平成30年版自殺対策白書」

図2:自殺の危機要因イメージ図

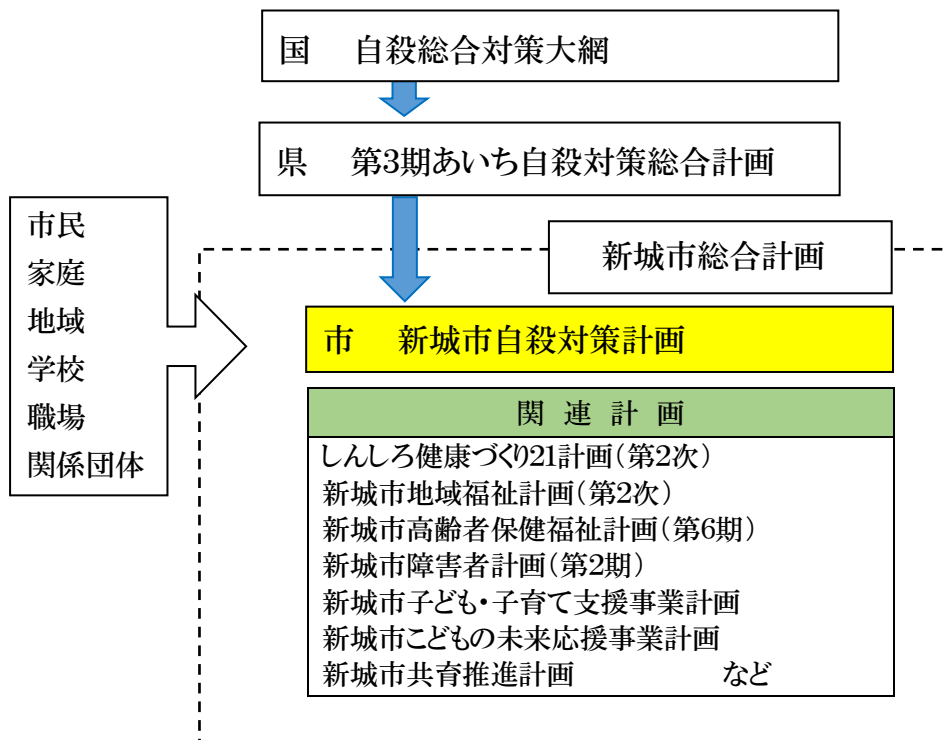


出典:自殺実態白書2013(NPO 法人ライフリンク)

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、自殺対策基本法(2006年施行)及び2007年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に基づいて策定します。

また、愛知県の「第3期あいち自殺対策総合計画」や本市の「新城市総合計画」、「新城市地域福祉計画(第2次)」、「しんしろ健康づくり21計画(第2次)」等の関連計画との整合性を図ります。



### 3 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化や自殺対策基本法、または自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向を踏まえて、必要に応じ見直しをします。

### 4 計画の数値目標

自殺対策の最終目標としては「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。その実現に向けて、具体的な数値目標を定めるとともに、自殺対策の取り組みがどのように効果をあげているか検証を行っていく必要があります。

国が自殺総合対策大綱の中で、10年後の自殺死亡率\*を現状から30%以上減少させることを目標としていることを踏まえて、本市では、5年後の2023年に自殺死亡率を現状から15%以上減少の13.0以下(2019年から2023年の平均値)にすることを目標とします。

#### 成果指標

##### ▼自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)の減少

現 状 (2012～2016年平均)	目標値 (2019～2023年平均)
15.3	13.0以下

15%以上減少

\* 人口10万人あたりの自殺者数。自殺死亡率の母数(人口)は2015年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

## 第2章 新城市の自殺の状況

### 1 自殺者数\*の推移

本市の年間自殺者数は、2009年から2012年にかけて10人を超えていますが、その後は10人未満で推移している状況です。また、全国・愛知県と比較して自殺死亡率は、ほぼ同じ傾向で推移しています。

#### ●自殺者数・自殺死亡率の推移

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	合計	平均
新城市自殺者数	11	7	7	4	9	38	7.6
新城市自殺死亡率	22.0	14.0	14.1	8.1	18.5	-	15.3
愛知県自殺死亡率	20.2	20.4	19.0	17.8	15.9	-	18.6
全国自殺死亡率	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0	-	19.6

出典：警察庁「自殺統計」

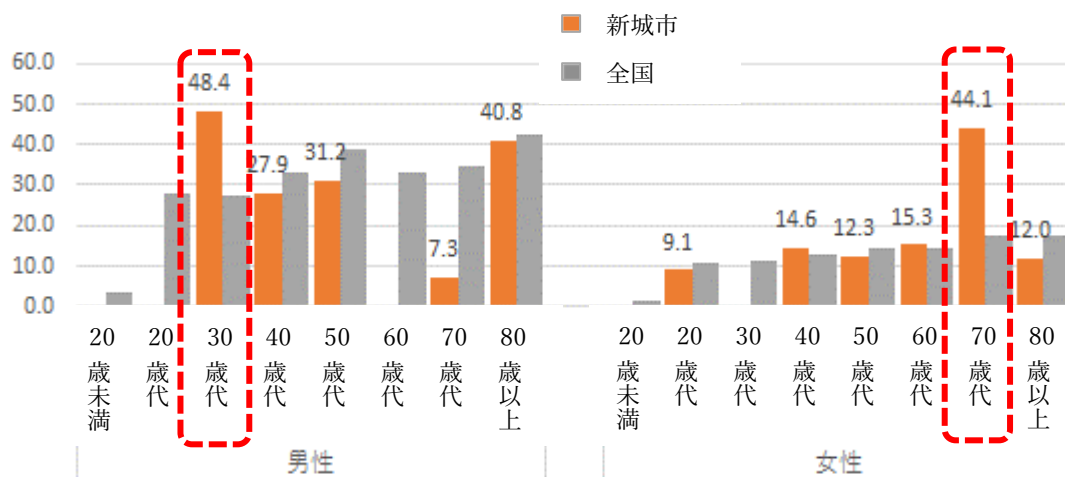
\*自殺者数：統計として用いられるものに、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられます。

厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計であり、警察庁「自殺統計」は、総人口(外国人を含む)を対象とし、発見地及び住居地を基にしています。

### 2 男女・年齢別の状況

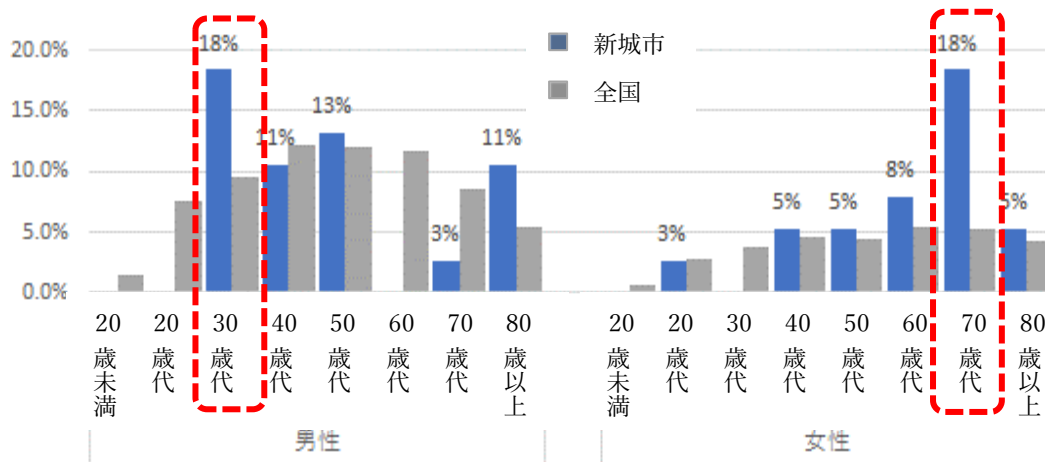
2012年から2016年までの本市における自殺者について、性・年代別で見ると、全国と比較して「30歳代男性」、「70歳代女性」の自殺死亡率が特に高くなっています。

#### ●性・年代別の自殺死亡率(人口10万対)



出典：警察庁「自殺統計」

●性・年代別の自殺者割合\*(2012～2016年平均)



\*自殺者割合:全自殺者に占める割合を示す。

出典:警察庁「自殺統計」

3 勤務・経営関連

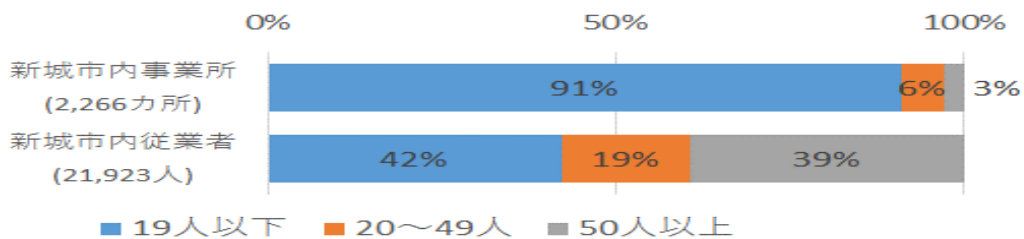
本市の自殺の内訳を見ると、有職者の自殺者は無職者に比べて少ないが、全自殺者の4割以上が有職者であり、有職者の内、概ね9割が被雇用者・勤め人となっています。また、新城市内の事業所の9割以上が小規模事業所であり、市内の従業員の約6割が小規模事業所で勤務しています。

●自殺の内訳(2012～2016年合計)

	職業	新城市		全国割合
		自殺者数	割合	
有職者	自営業・家族従業者	2	11.8%	21.4%
	被雇用者・勤め人	15	88.2%	78.6%
	小計	17	100.0%	100.0%
無職者	年金受給者等	13	61.9%	—
	主婦・その他	8	38.1%	—
	小計	21	100.0%	—

出典:警察庁「自殺統計」特別集計

●地域の事業所規模別事業所／従業員割合



出典:2014年経済センサス-基礎調査

#### 4 高齢者関連

高齢者の自殺者の内訳を見ると、「70歳代女性同居なし」「70歳代女性同居あり」、「80歳以上男性同居あり」の順に自殺者割合が高くなっています。

●60歳以上の自殺の内訳(2012～2016年合計)

性別	年齢階級	新城市				全国割合	
		同居人の有無(人数)		同居人の有無(割合)		あり	なし
		あり	なし	あり	なし		
男性	60歳代	0	0	0.0%	0.0%	18.1%	10.7%
	70歳代	1	0	5.9%	0.0%	15.2%	6.0%
	80歳以上	3	1	17.6%	5.9%	10.0%	3.3%
女性	60歳代	2	1	11.8%	5.9%	10.0%	3.3%
	70歳代	3	4	17.6%	23.5%	9.1%	3.7%
	80歳以上	2	0	11.8%	0.0%	7.4%	3.2%
合計		17		100%		100%	

出典:警察庁「自殺統計」特別集計

#### 5 原因・動機別自殺者数

本市の自殺者の原因・動機について、警察庁『自殺統計』(3つまで複数計上可)によれば、5年間の累計において、「健康問題」16件(38.1%)、次いで「原因不詳」10件(23.8%)、「家庭問題」6件(14.3%)の順に多くなっています。

●原因・動機別自殺者数(2012～2016年合計)

		家庭	健康	勤務	経済・生活	男女	学校	その他	不詳
新城市	自殺者数	6	16	*	*	*	0	10	10
	割合	14.3%	38.1%	—	—	—	0%	23.8%	23.8%
全国自殺者割合		11.6%	39.7%	7.0%	13.4%	2.7%	1.2%	4.3%	20.1%

\*新城市における「勤務」「経済・生活」「男女」「学校」は件数が5件未満のため非公開とされていることから、「その他」に計上している。

\*原因・動機を最大3つまで計上可能としているため、自殺者数の実人数とは一致しない。

出典:警察庁「自殺統計」

#### 6 自殺未遂歴の状況

本市では、2012年から2016年の5年間の自殺者のうち、自殺未遂歴のあった者の割合は16%です。全国的にみても自殺者のうち2割は自殺未遂歴があり、自殺未遂は自殺の危険因子の一つと言えます。

●自殺者における未遂歴の総数(2012～2016年合計)

未遂歴	新城市		全国割合
	自殺者数	割合	
あり	6	16%	20%
なし	30	79%	60%
不詳	2	5%	20%
合計	38	100%	100%

出典:警察庁「自殺統計」



## 第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

### 1 5つの基本施策

5つの基本施策とは、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むことが望ましいとされている、地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことができない取り組みであり、①地域におけるネットワークの強化、②自殺対策を支える人材の育成、③住民への啓発と周知、④生きることの促進要因への支援、⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育の5項目が挙げられています。

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などいくつかの要因が重なって起こるものであり、これらに対応するためには、保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野の関係者が連携、協力して、実効性のある施策を推進していくことが重要です。このため、庁内外の幅広い分野の関係部署、相談支援機関等と連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

#### 【主な取り組み・担当部署】

「市内自殺対策ネットワーク会議(仮称)」の開催	
新城市庁内の関係部署の担当者が構成する会議であり、庁内で取り組まれる自殺対策の進捗状況の確認、見直しを行い、庁内の連携を強化し横断的な自殺対策に取り組みます。	健康課
「新城市健康づくり推進協議会」にて進捗状況等の報告	
保健、医療、福祉、職域、民間ボランティア等の市内の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、本市の健康づくり推進に関する事業の協議や報告などを行います。その中で自殺対策計画の進捗状況等についても報告します。	健康課
各種相談窓口対応の体制整備	
庁内の窓口業務や相談等の際に住民のこころの変化を察知し、専門機関につないだり、相談窓口を紹介できる体制を整えるため、関係課窓口で相談先一覧のリーフレットやカード、「関係機関につなぐ紹介方法・つなぎ方のヒント」(新城保健所作成)を配備します。	全庁的に実施
「新城市生活困窮者庁内検討会議」の開催	
各種料金徴収等に係る庁内関係課が把握した住民の生活状況について、情報の共有を図り、自殺予防の視点を持ち、支援の必要性を検討します。	福祉課

「新城市要保護児童地域対策協議会」の開催	
虐待を受けている、あるいは虐待が疑われる児童生徒やその家族で、自殺リスクが高いと思われるケースについて、早期支援につなげられるよう関係機関の情報共有と連携体制の維持・強化を図ります。	こども未来課
「新城市地域自立支援協議会 相談支援部会」の開催	
障がいのある人やその家族からの相談に応じる中で、対応が困難なケースについては、関係機関が集まる協議会において、支援方法を協議し、適切な支援につなげます。	福祉課

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」、早期の「対応」が重要であるため、地域における関係機関等との連携協力を図りながら、「気づき」「話を聞く」「つなぐ」役割を担うゲートキーパー<sup>\*1</sup>の養成や相談員等の資質向上を目指します。

### 【主な取り組み・担当部署】

市役所職員研修に合わせた自殺対策の啓発や対応技術の周知	
庁内の窓口業務や相談、料金徴収業務等の際に、市民の悩みに早期の気づきや対応ができるようメンタルヘルス研修、ハラスメント研修、新人職員研修等に合わせて、相談技術の向上や自殺対策の情報共有を図ります。	秘書人事課 健康課
事業所の管理職員向けゲートキーパー研修の開催	
事業所従業員のこころの変化にいち早く気づき、専門機関につなぐゲートキーパーの役割を担う人材として、市内事業所の管理職を対象に研修会を実施します。	商工政策課 健康課
教職員向けゲートキーパー研修の開催	
子どもが出した SOS のサインにいち早く気づき、受け止め、適切な対応ができるよう、児童生徒と日々接している教職員を対象に、研修会を実施します。	学校教育課 健康課
関係団体向けゲートキーパー研修の開催	
市民のこころの変化にいち早く気づき、専門機関につなぐゲートキーパーの役割を担う人材として、民生委員・児童委員をはじめ、食生活改善推進員、保護司会、更生保護女性会、介護や福祉関係職員等を対象に研修会を実施します。	福祉課 健康課
精神保健福祉関係職員勉強会の実施	
相談支援事業所や保健福祉等の関係職員を対象に事例検討会や勉強会を実施し、スキルアップを図ります。	健康課

\*1ゲートキーパー：悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話を聞き」、必要な支援に「つなげ」「見守る」人のこと。

### (3) 住民への啓発と周知

住民が自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、専門機関につなぐことができるよう、悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場、学校等において、正しい知識を広げるための啓発活動や、こころの相談窓口の周知活動を積極的に行います。

#### 【主な取り組み・担当部署】

<b>リーフレットの作成と配布</b>	
相談窓口一覧を記したカードやリーフレットを作成し、市役所の各窓口、イベント等で配布し、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して援助を求める場があることを、住民へ周知します。	全庁的に実施
<b>広報紙・ホームページを活用した啓発活動</b>	
市の広報紙「ほのか」やホームページに、自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)等に合わせ、こころの健康に関する啓発を行います。	健康課
<b>「区長会」「民生委員・児童委員協議会」における啓発活動</b>	
住民同士が支え合い見守る体制が整えられるよう、行政区長や民生委員・児童委員を参集する会議において、本市の自殺の現状と対策についてや、ゲートキーパーの役割についての情報提供等の啓発活動に努めます。	まちづくり推進課 福祉課 健康課
<b>住民向け「お出かけ講座」の実施</b>	
住民からの要望を受けて実施する「お出かけ講座」において、テーマにメンタルヘルスに関する内容を追加し、啓発活動に努めます。	健康課
<b>地域や小・中学校に出向く健康教育において、啓発活動の実施</b>	
地域や小・中学校に出向く健康教育の中で、自殺対策の周知や相談窓口の紹介、こころの健康に関する啓発を行います。	健康課

### (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、自殺リスクを低下させるよう推進していく必要があります。このため、生活上の困りごとを関係者の連携で解決を図る支援や、自殺未遂者への支援、孤立を防ぐための居場所づくりに関する支援等を進めていきます。

【主な取り組み・担当部署】

相談業務等で把握した生活状況によって生じる問題に応じた支援の実施	
各種相談や料金徴収業務等で把握した住民の生活状況によって生じる問題に応じて、関係機関と連携し適切な相談先につなぐなどの対応や支援を行います。	全庁的に実施
高齢者を対象とした、うつスクリーニング <sup>*2</sup> の実施	
地区健康相談、独居・高齢者見守り訪問の機会や65歳以上の基本チェックリストを活用して、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。	高齢者支援室 健康課
介護者家族の支援の実施	
介護者家族の孤立を防ぎ、家族が抱える悩みや不安を軽減するため、情報共有や意見交換できるよう支援します。また、高齢者虐待の早期発見に努め、虐待を受ける側・虐待をする側ともに悩みや不安を一人で抱えないよう相談・支援を行います。	福祉課 高齢者支援室
妊婦・産婦へのうつスクリーニングの実施と連携支援	
妊婦健診や産後に実施するうつスクリーニングの結果から、産後うつ等の早期発見に努め、病院との連携により訪問や産後ケア事業につなげるなど、初期段階における支援を行います。	こども未来課 健康課
こども食堂等の居場所づくりの推進	
放課後児童クラブと合わせ、こども食堂(地域食堂) <sup>*3</sup> を家庭や学校以外の主要な子どもの居場所として位置づけ、安心して活動、学習、遊び、相談などができる場所として地域が運営できるよう支援体制を強化し、整備を進めます。	こども未来課
社会復帰教室「ぬくもりの郷」事業の実施	
日常生活に不安を持った精神疾患のある方を対象に、社会参加の場を提供し、日常生活訓練を実施します。また、参加者には継続的に関わり、変化にいち早く気づき対応します。	健康課
精神障がい者家族会の運営支援	
精神障がい者家族の孤立を防ぎ、家族が抱える悩みや不安を軽減するため、情報共有や意見交換をする場を確保できるよう支援します。	福祉課
自殺未遂者への支援の連携強化	
自殺未遂者は再び自殺を企図する可能性が高いため、自殺未遂者に対しては、医療機関や消防、保健所等と緊密に連携し支援を行うことにより、リスクの軽減に努めます。	新城市民病院 消防本部 健康課

\*<sup>2</sup>うつスクリーニング:簡単な精神面の質問で、うつ状態が疑われる人を選び出すこと。

\*<sup>3</sup>こども食堂(地域食堂):子どもや地域の人々に対し、無料または安価で食事や温かな団らんを提供する場。

身近な人を自死により亡くされた人への支援	
身近な人を自死により亡くされた人の孤立を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、各種相談窓口の紹介や自死遺族の交流会等、気持ちを語り合い、支え合える場の情報提供などの支援に努めます。	健康課
現場で対応する消防職員等のこころのケア	
現場で対応する消防職員は職務上、様々な体験から精神的ショックを受け、こころの不調を表出することがあります。職員のこころのケアとして消防職員向けストレスチェック等を行い、早期に異変に気づき、適切な支援につなげます。	消防本部

### (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、自殺基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。

本市では、困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けの声をあげられるよう、まずは周囲の大人が児童生徒のSOSのサインにいち早く気づき、受け止めることができるよう、保護者に向けた啓発や教職員に向けた研修会を実施します。また、市内学校の児童生徒に対し、SOSの出し方について具体的かつ実践的な教育を行います。

#### 【主な取り組み・担当部署】

児童生徒への健康教育の実施	
市内学校の児童生徒に対し、「こころの授業」を実施するとともに、様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に助けの声をあげられるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	学校教育課 健康課
教職員向けゲートキーパー研修の開催(8ページの再掲)	
子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき、受け止め、適切な対応ができるよう、児童生徒と日々接している教職員を対象に、研修会を実施します。	学校教育課 健康課
保護者向け・児童生徒向けパンフレットの配布	
保護者が子どものSOSに気づき適切な対応ができること、また児童生徒が自分や友だちの気持ちに気づき、信頼できる大人に相談できるよう、保護者及び児童生徒向けの啓発パンフレット等を配布します。	学校教育課 健康課
スクールカウンセラーによる相談体制の充実	
各学校にスクールカウンセラーによる相談日を設け、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	学校教育課

小・中学生に対する「生活アンケート」を通じた個別支援	
学校生活全般に対してのアンケートを学期ごとに行い、いじめの状況を把握し、早期の相談対応と問題解決に当たります。	学校教育課

## 2 4つの重点施策

国が作成した本市の「自殺実態プロファイル」においては、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」の4つに係る自殺対策の取り組みが重点課題であるとされています。

また、自殺の状況を見ると、2012年から2016年の5年間で、16人が「健康問題」を、6人が「家庭問題」を、次いで「勤務問題」「経済・生活問題」を動機の一つとして自殺で亡くなっており、30歳代男性、70歳代女性の自殺者の割合の高いことが特徴です。本市はこれらの自殺の特徴を踏まえ、国が示した4つの課題に係る施策を推進していきます。

### (1) 勤務・経営対策

本市では、2012年から2016年の自殺者38人のうち、有職者は17人で45%を占め、その中でも被雇用者・勤め人の自殺者は15人と全体の約4割を占めています。また、有職者のうち20～59歳までの働き盛り世代の自殺は14人で、全自殺者数の37%となっており、勤務問題に係る自殺対策に取り組むことが主要な課題となっています。

市内にある事業所は、職場のストレスチェックが義務付けられていない従業員50人未満の小規模事業所が全体の97%を占め、市内の従業者の61%が小規模事業所に勤務している状況にあります。そのため、市としても職域や事業所との連携構築を図り、事業所に勤務する従業員や経営者に対するメンタルヘルス対策を強化し推進していきます。

#### 【主な取り組み・担当部署】

事業所の管理職員向けゲートキーパー研修の開催（8ページの再掲）	
事業所従業員のこころの変化にいち早く気づき、専門機関につながるゲートキーパーの役割を担う人材として、市内事業所の管理職を対象に研修会を実施します。	商工政策課 健康課
小規模事業所の勤労者向けメンタルヘルス合同研修会の開催	
市内の小規模事業所の従業員に、市商工会等を通じて、メンタルヘルス研修会を案内し、研修会の中でうつ等の気づきの理解や各相談機関の周知を図ります。	商工政策課 健康課
うつ等こころの健康に関する啓発や相談機関の周知	
市の広報紙「ほのか」や商工会報「あののん」等を利用し、うつ等こころの健康に関する啓発や相談機関の周知を図ります。	健康課
「お出かけ講座」による事業所に向けた研修会の実施	
住民からの要望で実施する「お出かけ講座」にメンタルヘルスに関する内容を追加し、事業所に向けた研修会を積極的に実施します。	健康課

市役所職員に対するメンタルヘルス等の研修やゲートキーパー研修の開催	
<p>事業所の一つである市役所が率先した自殺対策行動をモデル的に実践するため、職員自身が正しい知識やスキルを学び、自身のメンタルヘルスの維持に努めるとともに、同僚や部下のこころの変化にいち早く気づけるよう、職員に向けたメンタルヘルスチェックや研修会を実施します。</p>	<p>秘書人事課 健康課</p>

## (2) 高齢者対策

本市では、全ての自殺者のうち60歳以上の割合は、2012年～2016年の5年間で44%を占めています。その中でも70歳代女性の自殺割合は全国と比較しても目立って高い状況です。高齢者の自殺の原因としては、年齢が上がるにつれ「健康問題」が多く、身体疾患の悩みに加えて社会的役割の喪失感等により、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいと考えられます。そのため、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや地域での見守り体制の構築を図ります。

### 【主な取り組み・担当部署】

高齢者を対象とした、うつ等のスクリーニングの実施（10 ページの再掲）	
<p>地区健康相談、独居・高齢者見守り訪問の機会や65歳以上の基本チェックリストを活用して、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。</p>	<p>高齢者支援室 健康課</p>
地域での気づきと見守り体制の構築	
<p>独居・高齢者世帯の訪問員や、地域の身近な支援者である行政区長、民生委員・児童委員、食生活改善推進員等が地域のゲートキーパーとなり、自殺のリスクを抱えている高齢者を早期に発見し支援につなげるよう、地域での気づきと見守り体制の構築を図ります。</p>	<p>福祉課 高齢者支援室 健康課</p>
介護者家族の支援の実施（10 ページの再掲）	
<p>介護者家族の孤立を防ぎ、家族が抱える悩みや不安を軽減するため、情報共有や意見交換できるよう支援します。また、高齢者虐待の早期発見に努め、虐待を受ける側・虐待をする側ともに悩みや不安を一人で抱えないよう相談・支援を行います。</p>	<p>福祉課 高齢者支援室</p>
関係団体向けゲートキーパー研修の開催（8 ページの再掲）	
<p>市民のこころの変化にいち早く気づき、専門機関につなぐゲートキーパーの役割を担う人材として、民生委員・児童委員をはじめ、食生活改善推進員、保護司会、更生保護女性会、介護や福祉関係職員等を対象に研修会を実施します。</p>	<p>福祉課 健康課</p>

高齢者の居場所づくりの推進	
高齢者が地域の人との交流などにより生きがいを感じられるよう、老人クラブやミニデイ*4等に対する活動支援を実施するとともに、それらの活動への積極的な参加を促進します。	福祉課 高齢者支援室

### (3) 生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題を複合的に抱えていることが多く、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援対策に取り組んでいきます。

#### 【主な取り組み・担当部署】

生活困窮者支援会議の開催	
相談に当たる支援者が連携して対策を検討する会議であり、自殺予防の視点を持ち、役割分担を明確にして対象者が抱える複合的な課題に対して、対応策を協議し支援します。	福祉課
生活困窮者自立支援事業	
生活困窮者が抱える問題に対して、自殺予防の視点を持って、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、支援者(委託事業者職員)は、相談技術向上のための研修会に参加し、技術向上に努めます。	福祉課

### (4) 子ども・若者対策

子ども・若者対策としては、児童生徒、大学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があります。

本市では、2012年～2016年の5年間で30歳代の自殺者数は7人で全体の18%を占めており、全国と比較しても高い割合です。その中でも男性の被雇用者・勤め人に自殺者が多いのが特徴です。そのため、若者の就労、生活支援に関わる労働関係機関と連携した対策が必要です。また、全国的に見ると、自殺死亡率は中高年層が大きく下がっているのに対して、若者は下げ止まりの状況にあります。今後も児童生徒の自殺ゼロを目指して、児童福祉や教育機関と連携した対策に取り組んでいきます。

#### 【主な取り組み・担当部署】

児童生徒への健康教育の実施（11 ページの再掲）	
市内学校の児童生徒に対し、「こころの授業」を実施するとともに、様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に助けの声をあげられるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	学校教育課 健康課



<b>こども食堂等の居場所づくりの推進（10 ページの再掲）</b>	
放課後児童クラブに加え、こども食堂（地域食堂）を家庭や学校以外の主要な子どもの居場所として位置づけ、安心して活動、学習、遊び、相談などができる場所として地域が運営できるよう支援体制を強化し、整備を進めます。	こども未来課
<b>あすなろ教室（適応指導教室）の運営</b>	
友だちや学習、家庭環境など様々なことが原因で不登校傾向にある児童生徒に対して、学校以外の生活体験や学習を行う場所を提供し、生活リズムの回復や学習支援等、状況に応じた支援を行います。	学校教育課
<b>教職員向けゲートキーパー研修の開催（8 ページの再掲）</b>	
子どもが出した SOS のサインにいち早く気づき、受け止め、適切な対応ができるよう、児童生徒と日々接している教職員を対象に、研修会を実施します。	学校教育課 健康課
<b>妊婦・産婦へのうつスクリーニングの実施と連携支援（10 ページの再掲）</b>	
妊婦健診や産後に実施するうつスクリーニングの結果から、産後うつ等の早期発見に努め、病院との連携により訪問や産後ケア事業につなげるなど、初期段階における支援を行います。	こども未来課 健康課
<b>子ども・子育て・若者に関する相談支援体制の充実</b>	
子育て世代包括支援センターでの子育てコンシェルジュ <sup>*5</sup> や家庭児童相談員による子ども・子育て、若者サポート、児童虐待、DV に関する相談と支援、保健センターでの育児相談などを行うことで、不安の軽減に努めます。	こども未来課 健康課
<b>事業所の管理職員向けゲートキーパー研修の開催（8 ページの再掲）</b>	
事業所従業員のこころの変化にいち早く気づき、専門機関につなぐゲートキーパーの役割を担う人材として、市内事業所の管理職を対象に研修会を実施します。	商工政策課 健康課
<b>「お出かけ講座」による事業所に向けた研修会の実施（12 ページの再掲）</b>	
住民からの要望で実施する「お出かけ講座」にメンタルヘルスに関する内容を追加し、事業所に向けた研修会を積極的に実施します。	健康課
<b>若者向けイベント等での啓発活動の実施</b>	
成人式等、若者が集まる各種イベント会場や地域活動の場において、リーフレットや啓発グッズを配布します。	全庁的に実施
<b>うつ等こころの健康に関する啓発や相談機関の周知（12 ページの再掲）</b>	
市の広報紙「ほのか」や商工会報「あのん」等を利用し、うつ等こころの健康に関する啓発や相談機関の周知を図ります。	健康課

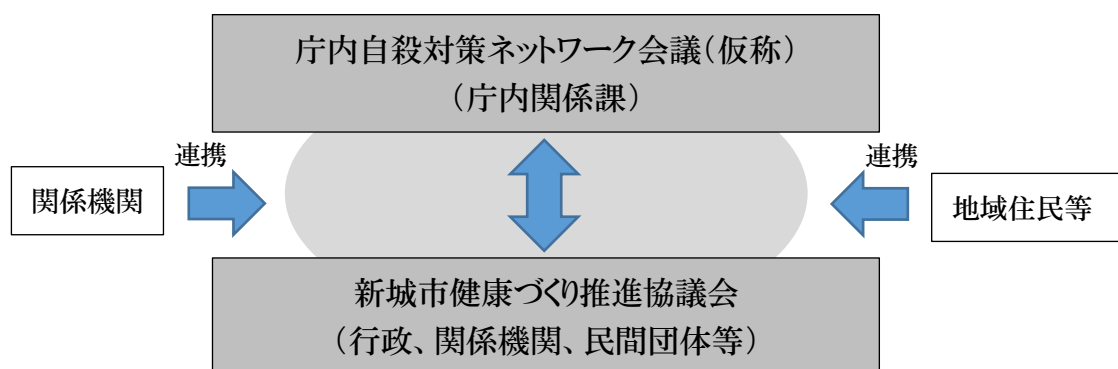
\*5 子育てコンシェルジュ：子育てに関する相談を受け、ニーズに応じたサービスの情報提供、助言を行う専門の相談員。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 推進体制

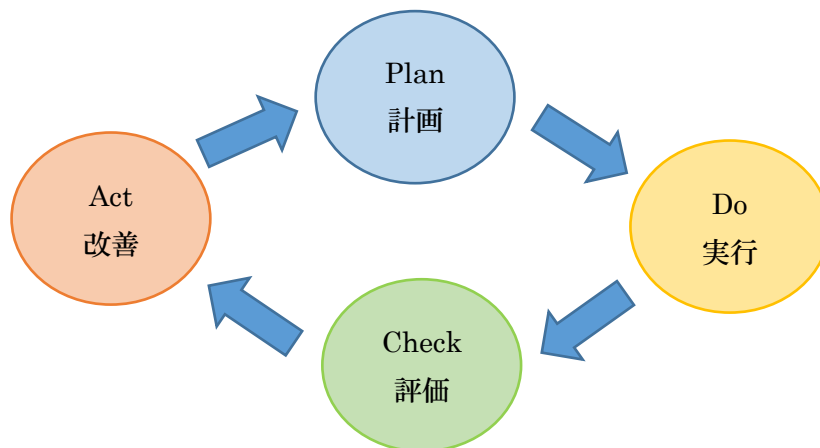
自殺対策の推進のためには、住民一人ひとり、関係団体、行政が連携・協働して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。また、計画推進のために庁内横断的に取り組む体制づくりが必要です。

本市では庁内での自殺対策の推進体制を確立するため、庁内関係課が横断的に参画する「庁内自殺対策ネットワーク会議(仮称)」を設置し、計画の進行管理を行うとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画を推進していきます。また、行政、関係機関、民間団体等で構成する「新城市健康づくり推進協議会」で計画の進捗状況等の報告を行います。



### 2 進行管理

計画の進行管理は、PDCA サイクルにより行い、庁内の推進組織「庁内自殺対策ネットワーク会議(仮称)」において施策の進捗状況を把握、評価し、状況に応じて取り組みを適宜見直し、修正していきます。また、進行状況については、「新城市健康づくり推進協議会」への報告及び新城市ホームページ等により周知を図ります。



## 第5章 資料

### 1 新城市自殺対策計画の策定経過

開催年月日	会議名称	内容等
平成30年9月25日	第1回自殺対策計画策定ワーキング※	自殺対策計画策定について(講話) グループワーク(事業の棚卸し)
平成30年10月5日	第1回新城市健康づくり推進協議会	新城市自殺対策計画策定について
平成30年10月26日	第2回自殺対策計画策定ワーキング	事業の棚卸し作業
平成30年11月15日	第3回自殺対策計画策定ワーキング	作成原案の確認・検討
平成30年12月20日	市政経営会議	計画(案)の検討
平成31年1月21日 ～2月18日	パブリックコメントの実施	期間中、市ホームページにおいて計画(案)を公表
平成31年3月8日	第2回新城市健康づくり推進協議会	新城市自殺対策計画(案)策定報告
平成31年3月	計画策定	

※ 自殺対策計画策定ワーキング関係機関(担当部署名はワーキング開催時の名称)

事務局 :健康課

ワーキングチーム :税務課、秘書人事課、まちづくり推進課、商工政策課

新城市民病院医療福祉相談室、消防署、学校教育課、福祉介護課

保険医療課、こども未来課、地域包括ケア推進室

(アドバイザー)

・南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員

南山大学法学部法律学科 准教授 森山 花鈴氏

・愛知県新城保健所

2 施策分野別事業計画一覧

施策分野	新規	重点	主な取り組み	実施主体	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標（2023年度までの目標）		
①ネットワークの強化	○		市内自殺対策ネットワーク会議（仮称）の開催	健康課	年1回以上開催					開催回数	5回以上	・税務課、秘書人事課、まちづくり推進課、商工政策課、新城市民病院医療福祉相談室、消防本部救急担当、学校教育課、福祉介護課、保険医療課、こども未来課、地域包括ケア推進室、健康課の職員の9割以上が、市民から相談があった時、「関係機関等につなぐ方法を知っている」と回答。
			新城市健康づくり推進協議会への報告	健康課	年2回実施					開催回数	10回	
	○		「関係機関につなぐ紹介方法・つなぎ方のヒント」を相談窓口へ配備	健康課・全庁	配備	継続				配備箇所数	18か所以上	
			新城市生活困窮者庁内検討会議の開催	福祉課	月1回開催					開催回数	60回	
		★	生活困窮者支援会議の開催	福祉課	月1回開催					開催回数	60回	
			新城市要保護児童地域対策協議会の開催	こども未来課	月1回開催					開催回数	60回	
			新城市地域自立支援協議会相談支援部会の開催	福祉課	月1回開催					開催回数	60回	
②人材の育成	○	★	市役所職員を対象に自殺対策の啓発や対応技術の周知	秘書人事課・健康課	実施					啓発人数	500名以上	・研修後のアンケートで「自殺対策の理解が深まった」「ゲートキーパーの役割を理解した」と7割が回答。
	○	★	事業所の管理職員向けゲートキーパー研修の開催	健康課・商工政策課	事業所へのアプローチ	年1回開催				受講者数	50人以上	
	○	★	教職員向けゲートキーパー研修の開催	健康課・学校教育課	調整・検討	開催（50人）		開催（50人）		受講者数	100人以上	
	○	★	関係団体向けゲートキーパー研修の開催	健康課・福祉課	開催（50人）		開催（50人）		開催（50人）	受講者数	150人以上	
			精神保健福祉関係職員勉強会の実施	健康課	年2回以上実施					開催回数	10回以上	
③住民への啓発と周知	○		相談先一覧のリーフレットの作成と配布	健康課・全庁	作成・配布	配布				配布数	5000部	—
		★	若者向けイベント等での啓発活動	健康課	実施					配布数	5000部以上	
	○	★	「広報ほのか」「商工会報あなのん」「ホームページ」へ心の健康に関する啓発記事の掲載	健康課	ホームページ掲載 9月・3月広報紙掲載					記事の掲載回数	ホームページ掲載 広報誌20回掲載	
	○		「区長会」「民生委員・児童委員協議会」における啓発活動	まちづくり推進課 福祉課・健康課	年1回実施					実施数	各5回	
	○	★	お出かけ講座の実施	健康課	実施 (テーマに追加・周知)					実施回数	20回以上 (うち事業所5回)	
	○		地域や小・中学校に出向く健康教育において啓発時間を設ける	健康課	実施					啓発人数	5000名以上	
	○	★	小規模事業所の勤労者向けメンタルヘルス研修会の開催	商工政策課・健康課	事業所へのアプローチ	年1回開催				受講者数	50人以上	
④生きることの促進要因		★	相談業務等で把握した生活状況によって生じる問題に応じた支援の実施	全庁	実施					支援の実施	—	—
		★	高齢者を対象としたうつ等のスクリーニングの実施	高齢者支援室 健康課	実施					支援の実施	—	
		★	介護者家族の支援の実施	福祉課 高齢者支援室	年1回開催					実施回数	5回以上	
		★	高齢者の居場所づくりの推進	福祉課・高齢者支援室 こども未来課	実施					実施地区数	増加（H29:老人クラブ34地区、ミニデイ43地区実施）	
		★	生活困窮者自立支援事業	福祉課	実施					支援の実施	—	
		★	妊婦・産婦へのうつスクリーニングの実施と連携支援	健康課・こども未来課	実施					支援の実施	—	
		★	こども食堂等の居場所づくりの推進	こども未来課	実施					実施箇所数	3か所以上	
		★	あすなろ教室（適応指導教室）の運営	学校教育課	実施					利用者満足度	「利用してよかった」と9割以上が回答	
			社会復帰教室「ぬくもりの郷」の開催	健康課	開催					実施回数	月1回（60回）	
			精神障がい者家族会の運営支援	福祉課	年1回実施					開催回数	5回以上	
	○		自殺未遂者への支援体制の整備	消防本部 新城市民病院・健康課	ケース検討会の実施					必要時開催	—	
			身近な人を自死により亡くされた人への支援	健康課	実施					支援の実施	—	
	○		自殺の現場で対応する消防職員等のこころのケア	消防本部	実施					支援の実施	ストレスチェックの導入	
	⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育	○	★	児童生徒を対象とした「こころの授業」の実施	学校教育課・健康課	実施					実施回数	
			保護者、生徒に向けて啓発パンフレット等の配布	学校教育課・健康課	配布（年1回）					配布学校数	小中学校19校全校へ配布	
			スクールカウンセラーによる相談体制の充実	学校教育課	実施					相談数	相談希望時に100%相談ができる	
			小・中学生に対する「生活アンケート」を通じた個別支援	学校教育課	実施					支援の実施	—	



## 新城市自殺対策計画

2019年3月 策定

※計画書の実施主体(担当部署)については、2019年度  
組織体制の担当部署の名称で記載しています。

新城市 健康福祉部 健康課

〒441-1301

愛知県新城市矢部字上ノ川1番地8

(新城保健センター)

電 話 0536-23-8551

F A X 0536-24-9008

E-mail [hoken@city.shinshiro.lg.jp](mailto:hoken@city.shinshiro.lg.jp)